

平成 22 年 4 月 1 日 制 定

平成 26 年 6 月 28 日 一部改正

平成 26 年 8 月 22 日 一部改正

平成 26 年 12 月 23 日 一部改正

令和 4 年 1 月 28 日 一部改正

学 会 賞 運 営 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の学会賞に関する運営方法についての事項は、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会委員会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目 的）

第 1 条 この規則は、福祉のまちづくり、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザインに係る研究活動、市民活動に顕著な業績または功績のあった個人または団体を表彰し、もって福祉のまちづくりに係わる研究活動、市民活動の取り組みを広く普及させるために、学会賞候補者の募集から受賞者選定に関する業務及び学会賞の運営方法についての事項を定めることを目的とする。

（名称と定義）

第 2 条 学会賞の名称と定義は次のとおりとする。なお、各賞の選考基準は理事会の承認を経て別途定めるものとする。

- （1）学術賞 本学会論文集に掲載された論文の中で、信頼性・妥当性・新規性・分野間連携等において優れた内容を含むものに対する賞である。
- （2）市民活動賞 福祉のまちづくり、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザインに係る市民活動に顕著な業績または功績のあった個人、または団体への賞である。一般市民、高齢・障害当事者等が主導する活動、ないしはそれらの人々と専門職者が協働

した市民活動であり、際だった特色を有し、かつ継続性、波及性等に富んだ事業、技術開発、製品、機器等を対象とする。会員のみならず非会員による上記目的に合致した事業活動等を含むものとする。

(3) 大会優秀賞・大会奨励賞

全国大会における口頭発表とポスター発表の中で、学術性、新規性、多領域連携やプレゼンテーション力等の観点から優れた発表に対して与える賞である。

(4) 学生奨励賞

全国大会における口頭発表とポスター発表の中で、研究者としての基本的な素養が身につけており、今後の発展が特に期待できる学生会員に与える賞である。

第3条 削除

(選考方法について)

第4条 学術賞は、学会賞選考委員会で選考基準に基づき審査し、決定する。

2 市民活動賞については、別途定める応募書類による審査を一次審査とし、現地審査及びインタビューが必要な場合には二次審査を行うものとする。

3 全国大会時の大会優秀賞・大会奨励賞・学生奨励賞については、全国大会概要集に掲載の論文及び当日のプレゼンテーション（ポスター含む）を対象に、各座長からの推薦を受け、学会賞選考委員会で審査し、大会終了後1か月をめどに受賞候補者数名を選定する。

4 各賞ともに類似受賞歴がある場合には、表彰の重複を避ける観点から学会賞選考委員会で十分な協議を行うものとする。

5 受賞者は学会賞選考委員会が理事会に推薦した受賞候補者を理事会で審議した後、学会長が決定するものとする。

6 表彰件数は特に定めないが、毎年若干名とする。

(表彰方法について)

第5条 学術賞及び市民活動賞は社員総会または全国大会で表彰し、大会優秀賞及び・大会奨励賞・学生奨励賞は決定後に表彰する。

2 学術賞及び市民活動賞受賞者には表彰状と記念品を授与するものとする。大会優秀賞・大会奨励賞・学生奨励賞受賞者には表彰状を授与するものとする。

(選考委員会について)

第6条 学会賞選考委員会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 学会賞選考委員会は学会賞選考委員長が招集する。
- (2) 学会賞選考委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。
委任状は出席に含まれる。

第7条 削除

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本規則は、平成26年6月28日から一部改定施行する。
- 3 本規則は、平成26年8月22日から一部改定施行する。
- 4 本規則は、平成26年12月23日から一部改定施行する。
- 5 本規則は、令和4年1月28日から一部改定施行する。